土地価格　調査地点図

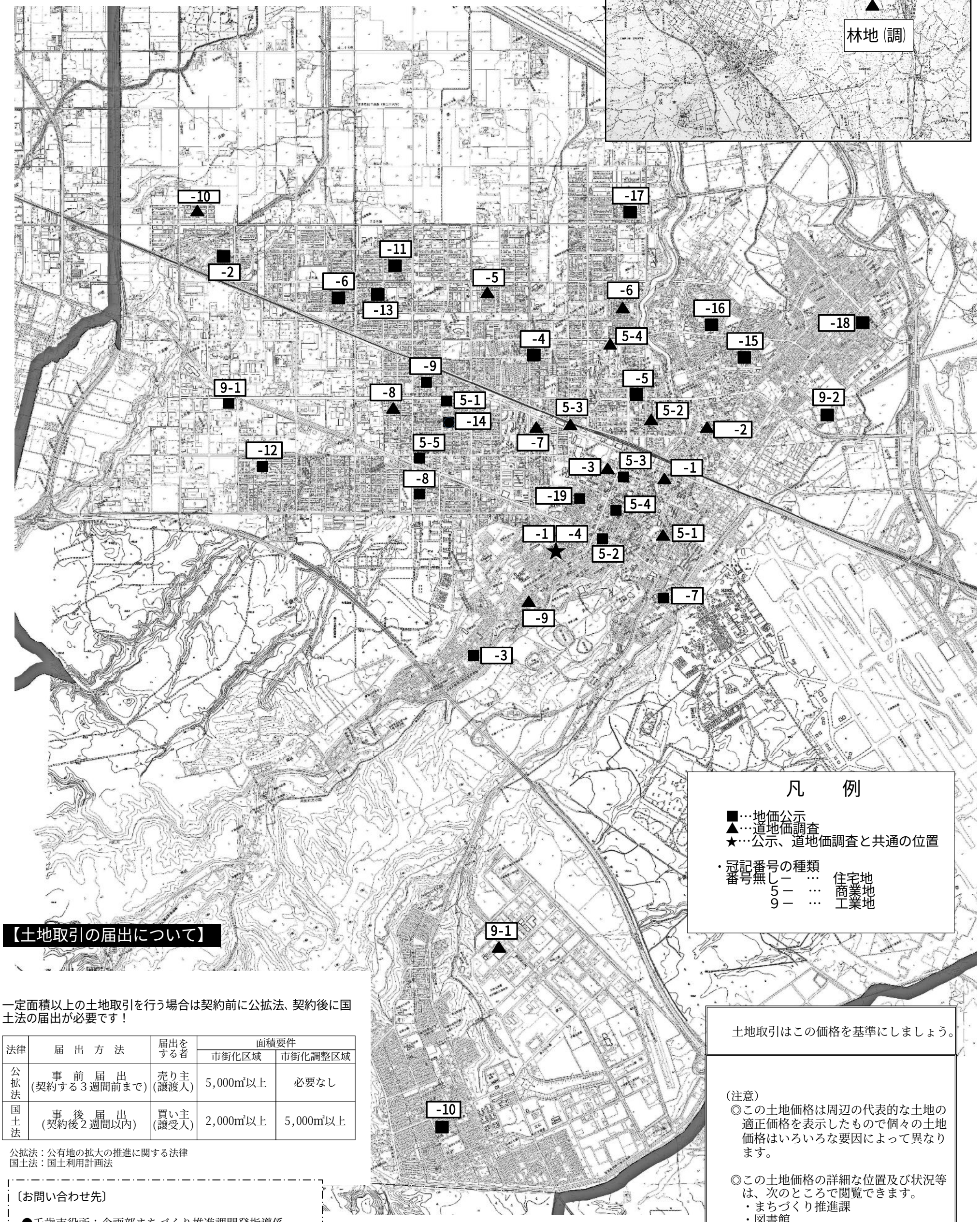

凡　　例

■…地価公示
▲…道地価調査
★…公示、道地価調査と共通の位置

・冠記番号の種類
番号無し－　…　住宅地
５－　…　商業地
９－　…　工業地

【土地取引の届出について】

一定面積以上の土地取引を行う場合は契約前に公拡法、契約後に国土法の届出が必要です！

法律	届　出　方　法	届出をする者	面積要件	
			市街化区域	市街化調整区域
公拡法	事　前　届　出 (契約する３週間前まで)	売り主 (譲渡人)	5,000㎡以上	必要なし
国土法	事　後　届　出 (契約後２週間以内)	買い主 (譲受人)	2,000㎡以上	5,000㎡以上

公拡法：公有地の拡大の推進に関する法律
国土法：国土利用計画法

〔お問い合わせ先〕

●千歳市役所：企画部まちづくり推進課開発指導係
　電話：０１２３－２４－０４６３（直通）
●石狩振興局：地域創生部地域政策課
　電話：０１１－２３１－４１１１（内線３４－３１５）

土地取引はこの価格を基準にしましょう。

（注意）
◎この土地価格は周辺の代表的な土地の適正価格を表示したもので個々の土地価格はいろいろな要因によって異なります。

◎この土地価格の詳細な位置及び状況等は、次のところで閲覧できます。
・まちづくり推進課
・図書館